

新型コロナウイルス感染症対応

いろいろきん

医療従事者等

慰

労

金

給付

医療機関等で働く医療従事者や職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。医療機関等を通じた申請と給付にご協力をお願いします。

慰労金の内容

- 新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者(※1)と接する医療従事者や職員(※2)に対し、慰労金として最大20万円を給付します。
- その他病院、診療所等に勤務し患者(※1)と接する医療従事者や職員(※2)にも、慰労金として5万円を給付します。

(※1) 患者とは、新型コロナウイルス感染症患者以外の疾病の患者も含まれます。

(※2) 医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、委託業務受託者の従事者を含みます。申請時において既に退職された職員も勤務条件を満たせば対象となります。

給付対象・給付金額

勤務要件	新型コロナウイルス感染症患者の1例目発生日(令和2年1月28日)から同年6月30日までに10日間以上勤務
------	--

詳しくはこちらで確認



奈良県 慰労金 医療分 検索

県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員

実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合

* 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合には10万円

1人20万円*

上記以外の場合

1人10万円

その他病院、診療所、医療施設が実施する訪問看護事業所、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員

1人5万円**

** 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

「県から役割を設定された医療機関」とは、次のような医療機関等をいいます。

- 感染症指定医療機関
- 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関
- 帰国者・接触者外来設置医療機関
- 地域PCR検査センター
- 軽症者宿泊療養施設

<お問合せ先>

厚生労働省医政局
新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター
0120-786-577 (平日9:30~18:00)

(9月4日から)
奈良県慰労金(いろいろきん)コールセンター
(年末年始を除く平日8:30~17:00)
0742-81-3130

慰

労

金

の申請手続方法

申請前に準備いただくこと

▼STEP1 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。

- ・自医療機関等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、10万円、5万円のいずれであるかを確認します。

▼STEP2 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定します。

- ・患者に接する医療従事者や職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定します。
- ・派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して対象となる業務に10日間以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、対象者を特定します。
- ・既に退職された職員についても、可能な範囲で対象者を特定します。

▼STEP3 特定した対象者から代理申請・受領委任状を集めます。

- ・STEP2で特定した対象者から「慰労金の代理申請・受領委任状」(所定様式)を集めます。所定様式については、奈良県ホームページからダウンロードしてください。(以下同じ。)
- ・やむを得ない事情により個人で申請される方は、勤務していた医療機関等から「勤務証明書」を取得してください。

申請

▼STEP4 申請書類等を作成します。

- ・申請書等(所定様式)を作成します。医療機関等の申請と個人の申請で様式は異なります。

△ 奈良県での申請先は国保連ではありません。

の

▼STEP5 申請書類等を奈良県に提出します。

- ・作成した申請書等を電子メール及び郵送(押印したもの)で提出します。9月1日から申請受付を開始します。12月末日(消印有効)までに申請してください。

▼STEP6 県が申請内容を確認後、慰労金を給付します。

- ・県が申請内容を確認後に給付を決定し、県から慰労金が振り込まれます。

手

個人申請の方は、STEP6で終了。医療機関等申請の場合は、STEP7へ。

続

▼STEP7 慰労金を医療従事者や職員等に支給します。

- ・対象となる医療従事者や職員に慰労金を支給します。慰労金は非課税所得となりますので、源泉徴収を行わないよう注意してください。

支

▼STEP8 支給後、1か月以内を目処に県に実績報告を行います。

- ・慰労金の支給後、1か月以内を目処に、県に対して所定の様式により実績報告(対象者への振込記録、受領簿等の添付が必要)を行います。支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算(返納)を行います。

給

☞ この他、申請の手引き(マニュアル)、Q&Aはホームページをご覧ください。

後

【申請する際のご注意】

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合、重複支給が明らかになった場合には返納を求められることがありますのでご注意ください。特に悪質な場合は、刑事告発等の法的措置を行う可能性もありますのでご注意ください。



「慰労金」を装った詐欺にご注意ください。